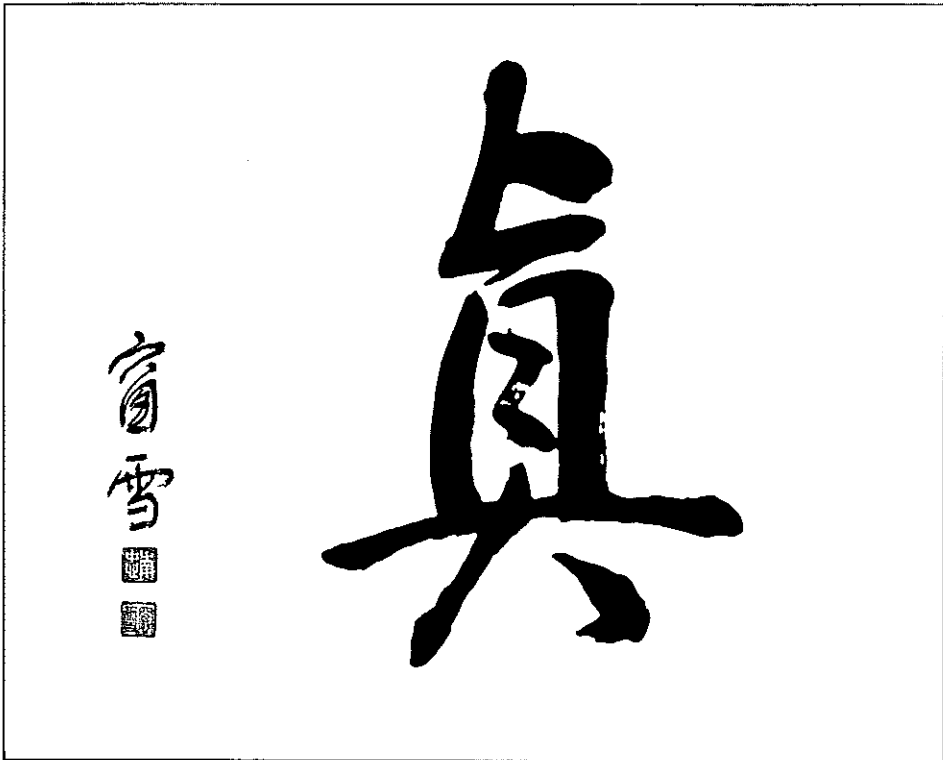


行政ほっかいどう '86.5



目次

業務資料1

- 戸籍謄抄本並びに住民票の写し等
職務上請求の解説（企画部）…………… 2

業務資料2

- 貸金業の金利引下げに伴う変更届書の
提出（業務研修部）…………… 8
- 政連だより…………… 8
- 車庫証明で警察機関に陳情
（車庫証明対策特別委員会）…………… 9

《ひろば》

- 元会長 藤山利夫さんの近況…………… 12
- 捻金留萌支部長の横顔…………… 13
- 本会主要行事…………… 14
- 支部のうごき…………… 15
- 年計報告の集計結果…………… 16
- おしらせ…………… 20

戸籍謄抄本並びに住民票の写し等職務上請求の解説

企画部

このことに関しては、本年3月6日付北行第36号をもって3月号の会報に掲載し、会員各位に御通知申し上げましたが、その法的な根拠等について解説してほしいという声がありますので、次のとおりお知らせします。

記

1. 法令の根拠

(1) 戸籍法には、戸籍を不当に利用することを防止する趣旨から、戸籍及び除籍の謄抄本、記載事項に関する証明書等の交付を請求するときは、法務省令で定める場合を除き、その請求事由を明らかにしなければならないこととされていますが、法務省令（戸籍法施行規則）には交付請求の事由を示さないでよい場合として、「行政書士が職務上請求する場合」が規定されています。

(2) 住民基本台帳法には、本年6月1日から施行される改正条文として、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し及び住民票記載事項証明書等の交付請求については、自治省令で定める場合に限り請求事由の明示を要しないこととされており、自治省令（住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令）には「行政書士が、行政書士の資格、職務上の請求である旨及び請求事項（請求の内容範囲等）を明らかにして請求する場合」と規定されています。また、戸籍の附票の写しの交付請求についても、法務省・自治省令（戸籍の附票の写しの交付に関する省令）により前段同様の規定が制定され、いずれも本年6月1日から施行されることになっています。

(3) (1)及び(2)の法令の条文については、後記の表を御参照ください。

2. 職務上請求統一用紙を使用することになった経過

弁護士等でない者がその資格を詐称して不正に戸籍の謄本等の交付を受けるという事件がありましたことは、過般・新聞等で報道されましたが、これを契機として法務省では自治省と協議済みの職務上請求書の様式を示して、各士業の連合会に「統一請求用紙を作成し、会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止してほしい」旨要望したので、日本行政書士会連合会ではその要望を入れ、本年4月1日から全国一斉にこれを使用することになったものです。詳細については、「日本行政」3月号No. 160の48ページ以下を参照してください。

この統一用紙の使用については、各都道府県の法務局を通して全国の市町村に通知されておりますが、一部の市では直ちに実施に移していないところもあるようです。しかし、郵便で請求する場合には統一用紙を使用しなければ交付を受けることができないので御注意ください。

3. 戸籍の謄抄本、住民票の写しのみをとってほしいと依頼された場合の措置

(1) 行政書士は、他の士業とは異なり、単に戸籍謄抄本又は住民票の写しをとってほしいという依頼を受けることがあると思います。しかし、これについては行政書士名義で請求することはできないので、職務上請求の統一用紙を使用することはできないこととなります。したがって、その場合には依頼人名義により市町村の所定用紙に請求事由を記入して請求手続きをする方法により業務を受けることになるわけで、その用紙の欄外又は余白には行政書士名の記名押印、作成年月日の記入をすることは当然です。

なお、次の行政実例を参照し、特に、行政書士名義で請求することができない点に御注意ください。

自治行第52号
昭和61年4月7日

自治省行政局行政課長

法務省民事局第二課長殿

行政書士の業務について（回答）

昭和61年3月7日付け法務省民二第1662号で照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

問 行政書士が他人から第三者の戸籍又は除籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求のみを依頼され、当該依頼に基づき当該行政書士名義で戸籍謄本等を請求することは、行政書士法に規定する行政書士の業務に含まれないものと解するがどうか。

答 行政書士法第1条及び第1条の2に規定する業務には含まれないと解する。なお、附随業務としての戸籍謄本等の請求については、昭和41年2月23日付け自治行第20号行政課長回答「行政書士の職務範囲」により承知されたい。

(2) 前記行政実例の答の中に「附随業務」とありますが、これについて若干触れておきたいと思います。

戸籍謄抄本及び住民票の写し等の交付請求書の作成は、本来的には「官公署に提出する書類の作成」として行政書士に限られている業務であるはずですが。一方、登記簿の謄抄本の交付請求書、法人の印鑑証明書の交付請求書の作成は「法務局又は地方法務局に提出する書類の作成」として司法書士に限られた業務です。しかし、各士業は各種業務の依頼を受け、その業務の遂行上どうしても戸籍謄抄本、住民票の写し等で氏名、住所、生年月日を確認したり、場合によってそれを添付する必要があり、登記簿の謄抄本、法人の印鑑証明にしても同様な

ので、それぞれの士業が本来業務に附随して必要欠くことのできない前記謄抄本等の交付請求書を作成したり、あるいは印鑑証明書の交付請求書を作成する程度のごときは「附随業務」として、他の士業にも適法行為として認めるという趣旨のものです。

なお、行政書士以外の者が、その者の職務とは関係なしに、単に戸籍謄抄本又は住民票の写しの交付請求書を作成したり、司法書士以外の者がその者の職務とは無関係に、単に登記簿謄抄本の交付請求書を作成すること等はいずれも行政書士法又は司法書士法の禁止規定に抵触することはいうまでもありません。

戸籍（除籍）謄抄本、又は戸籍（除籍）記載事項証明書
の交付請求関係法令条文抜粋

区分	戸 籍 法	戸 籍 法 施 行 規 則
戸籍謄抄本・戸籍記載事項証明書	<p>(謄本等の交付請求) 第10条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときはこれを拒むことができる。</p> <p>4 第1項の請求をする場合においては、手数料のほかに郵送料を納めて同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。</p>	<p>(謄本等の交付請求の事由を示さないでよい場合) 第11条 戸籍法第10条第2項の法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体の職員又は別表第1に掲げる法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合</p> <p>(3) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>(4) 市町村長が相当と認める場合</p>
除籍謄抄本・除籍記載事項証明書	<p>(除籍簿の謄本等の交付請求) 第12条の2 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、手数料を納めて、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。</p> <p>2 前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができる。</p> <p>3 第10条第4項の規定は、第1項の請求をする場合に準用する。</p>	<p>(除籍簿の謄本等の交付請求のできる者) 第11条の2 戸籍法第12条の2第1項後段の法務省令で定める者は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる法人の役員又は職員</p> <p>(2) 司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士</p> <p>2 戸籍法第12条の2第1項後段に規定する者の請求は、職務上必要とする場合に限られるものとする。</p>
罰則	<p>(不正手段による謄本の交付等に対する過料) 第121条の2 偽りその他不正の手段により、第10条第1項若しくは第12条の2第1項と謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、又は第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	

住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書、戸籍の附表交付請求関係法令条文抜粋

区分	住 民 基 本 台 帳 法	省 令
住民基本台帳の閲覧	<p>(住民基本台帳の閲覧) 第11条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し(第6条第3項の規定により磁気テープをもって住民票を調整することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第44条において同じ。)を閲覧に供することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかとなるとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。</p>	<p>住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号) (住民基本台帳の閲覧の請求につき明らかにしなければならない事項)</p> <p>第1条 住民基本台帳法(以下「法」という。第11条第2項に規定する自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳の閲覧を請求する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 請求に係る住民の範囲 (住民票の写し等の交付の請求につき明らかにしなければならない事項)</p> <p>第2条 法第12条第2項に規定する自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 住民票の写し(法第6条第3項の規定により磁気テープをもって住民票を調整している市町村(特別区を含む。)にあっては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類)又は法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書の交付を請求する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 請求に係る住民の氏名及び住所 (請求事由等を明らかにすることを要しない場合)</p> <p>第3条 法第11条第2項及び法第12条第2項に規定する自治省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 住民票に記載されている者(法第6条第3項の規定により磁気テープをもって調整する住民票にあっては、記録されている者)又はその者と同一の世帯に属する者が第1条各号又</p>
住民票記載事項証明書の写し	<p>(住民票の写し等の交付) 第12条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し(第6条第3項の規定により磁気テープをもって住民票を調整している市町村に</p>	

住民票の写し・住民票記載事項証明書	<p>って、当該住民票に記録されている事項を記録した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りではない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の住民票の写しの交付の請求があったときは、特別の請求がない限り、第7条第4号、第5号及び第9号から第13号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。</p> <p>5 第1項の請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。</p>	<p>は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第1条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(3) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第1条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(4) 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長)が相当と認める場合</p>
戸籍の附票	<p>(戸籍の附票の作成)</p> <p>第16条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。</p> <p>(戸籍の附票の記載事項)</p> <p>第17条 戸籍の附票には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 戸籍の表示</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3) 住所</p> <p>(4) 住所を定めた年月日</p> <p>(所籍の附票の記載等)</p> <p>第18条 戸籍の附票の記載等は、職権で行うものとする。</p>	<p>戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)(請求につき明らかにしなければならない事項)</p> <p>第1条 住民基本台帳法(以下「法」という。)第20条において準用する法第12条第2項に規定する法務省令・自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 戸籍の附票の写しの交付を請求する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 請求に係る戸籍の附票に記載された戸籍の表示</p> <p>(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)</p>

戸籍の附票	<p>(戸籍の附票の記載等のための市町村長間の通知)</p> <p>第19条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>(住民票の写しの交付に関する規定の準用)</p> <p>第20条 第12条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、戸籍の附票の写しの交付について準用する。この場合において、同条第2項中「自治省令」とあるのは、「法務省令・自治省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 法第20条において準用する法第12条第2項に規定する法務省令・自治省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(3) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>(4) 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長)が相当と認める場合</p>
罰則	<p>第44条 偽りその他不正の手段により、第11条第1項若しくは第3項の規定による住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその一部の写しの閲覧をし、第12条第1項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、又は第20条の戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	

貸金業の金利引下げに伴う変更届書の提出

— 出資法の金利引下げによるもの —

業務研修部

大蔵省では、出資法の金利引下げに伴って次のとおり貸金業者の指導にあたるようですからお知らせします。

記

1. 金利引下げに伴う変更届書の提出

昭和61年11月1日から出資法の上限金利が54.75パーセントに変わります。したがってこれを超える金利の定めをしている貸金業者は2週間以内(11月14日まで)に金利の変更届を提出しなければなりません。

2. 登録更新申請をしなければならない貸金業者に対する特別措置

昭和58年11月1日から59年3月31日までの間に登録を受けた貸金業者で昭和61年11

月1日以降も引続いて貸金業を行う場合は、更新登録を受けなければなりません。これに該当する貸金業者は、更新登録申請と同時に変更届を提出しても差支えありません。なお、この場合更新登録申請書の受理は、原則としては有効期間満了日の2カ月前ですが、今回に限り5カ月前から受理するようになる予定です。

ただし、本道は登録貸金業者が比較的小さいこともあり、登録更新の申請と合せて3カ月前からでも十分間にあうものと思われまます。(例えば、昭和58年11月1日登録は昭和61年8月1日から受付)なお、詳細については所轄支庁に問い合わせ確認してください。

政連だより

— 法改正問題と政連活動 —

皆さん、無報酬だ実費だと、これを隠れみのにして、行政書士の職務を侵害している事例が余りにも多いとは思いませんか。また、一字の誤字や脱字を訂正するのに依頼人の印がなければ書類を整備できないという不便さも常々痛感しているところと存じます。これらの問題点を解決するには、行政書士法第1条第1項の規定から(報酬を得て)を削除するとともに、行政書士が「代理権」を取得しなければなりません。いま、日本行政書士会連合会では、日本行

政書士政治連盟とともに、全力を挙げて「報酬を得て」の削除と「代理権」の取得にむけて行政書士法の改正と取りくんでいますが、奉仕活動の障害になるとか、自動車団体の猛反対等で難航しています。

今回が駄目なら、次回に、次回もアウトならその次と行政書士の悲願をこめて継続しなければならぬ問題です。

行政書士の皆さん、全員そろって政治連盟にご協力をお願い致します。

昭和61年5月

日本行政書士政治連盟北海道支部

— 車庫証明で警察機関に陳情 —

車庫証明対策特別委員会

車庫証明業務の正常化を期し、全道各警察機関に対し、4月下旬から5月初めにかけて一斉に陳情を実施しました。

陳情事項は次のとおりです。

陳 情 書

要 旨

車庫証明申請書は、自動車のディーラーにおいて、そのセールスマン又は事務員が作成しており、行政書士法第19条第1項違反の疑いがありますので、警察署におかれては、犯罪予防のため、下記事項について対処されますよう陳情いたします。

記

1. 車庫証明申請書(見取図及び配置図を含む。)は、自動車のセールスマン等に作成させないように、ディーラーに対し、厳しく注意及び指導をしてください。
1. 車庫証明申請書の別記第1号様式(自動車保管場所証明書)、別記第2号様式(見取図)及び別記第3号様式(配置図)には、その余白に、記入作成者の職業、氏名、電話番号を自書させてください。
1. 同一筆跡による車庫証明申請書が、多数提出されていると思いますので、それについては、原因を調べ、法違反のないように指導してください。

理 由

1 車庫証明問題の経過

(1) 車庫証明問題の発生原因と第1次合意確認

車庫証明制度の創設以来、自動車のディーラーは、ユーザーへのサービスとして車庫証明申請書が無償で作成していましたが、いつの頃からか、多額の料金をとるようになり、全国的に、この違法性が、行政書士会の中で大きく問題化したのですが、昭和52年に至り、運輸・自治の両省が、この解決を図るべく、日本自動車販売協会連合会と日本行政書士会連合会を指導され、両会は、車庫証明業務の取扱いに関する合意事項を確認して、同年10月6日調印の運びとなりました。

本会では、受入態勢の整ったところから、順次、業務を移行するという相手側の方針に沿い、正確迅速な車庫証明業務の処理をめざし、各警察署ごとに、車庫証明センターを設置するようにと会員に呼びかけ、会員は多額の出費をして、センター機構の整備に協力し、業務研修にも積極的に参加して、車庫証明業務に習熟し、その受入れ態勢を整えましたが、ディーラーは、依然として、社内での申請書作成行為を継続し、行政書士への依頼件数は極めて僅少のため、各センターは、維持困難に陥り、現在もその状態が続いております。

しかしながら、われわれは、会社側もいつかは理解してくれると信じ、辛抱強く交渉を継続してきましたところ、昭和52年の合意確認後の成果が不振であることから、日本自動車販売協会連合会に対して、関係省から強い注意があり、昭和59年9月26日第2次の合意確認調

印が行われました。その内容は、昭和52年の合意事項では、ユーザーが車庫証明申請書を自分で記入作成しない場合には、ユーザーが直接行政書士に作成依頼することになっていましたものを、今度は、セールスマン等が行政書士に依頼すると改められたのがその主体です。

(2) 第2次合意確認調印後の状況

第2次合意確認によって、ユーザーの書かない申請書が、ディーラー側から行政書士に依頼があるとするなら、相当の件数が増加すると期待しましたが、ディーラー交渉の結果をみても、特別に依頼件数の増加はなく、意外にも、依頼件数の急増した地域について、その実態を調べてみますと、「印押し」又は「表紙書き」行為の依頼であることが分かりました。「印押し」行為とは、ディーラーが完成された書類を行政書士に渡し、行政書士には、作成年月日を記入して、記名と押印をするように求めるものであり、「表紙書き」行為とは、申請書類のうち、見取図・配置図はディーラー側で作成し、土地証明等の自動車保管場所の使用権原書も用意して、行政書士には、申請書類の表紙にあたる第1号様式及び第1号様式の2の作成のみを依頼するもので、これには、行政書士の記名押印義務によって、第1号様式の余白には、当然、行政書士が作成年月日を記入して、記名し、職印を押しますので、これらの依頼は、ディーラー側で作成した書類を行政書士が車庫証明申請書の一件書類のすべてを作成したかのように見せかける効果をねらったことと思います。

しかも、これらは現地調査による関係図面の確認を依頼の範囲に含まれていないため、行政書士にとっても極めて楽な業務であり、低額でも件数が多ければと、これに応ずる行政書士が多発しました。しかし、こうした業務取扱いは、行政書士法及び刑法にも触れる違法性がありますので、全会員に通達して、「印押し」行為又は「表紙書き」行為の依頼には応じないようにと厳達し、また、これらの行為を依頼した各ディーラーには、文書により、その理由を伝えて了承を求めました。

印押し等を中止させたのは昨年11月のことですが、その後は、行政書士に現地調査をしてもらって作成依頼をすることにした旨、自動車販売協会の支部から説明を受けていますが、行政書士への依頼は依然として僅少な状態のまま推移しており、正常な業務として依頼が増加した事実はないのです。

(3) 申請書作成の実態とその違法性

車庫証明申請書を、報酬を得て作成することを業とすることができるのは行政書士に限られています。しかるに、自動車のディーラーにおいては、大部分の車庫証明申請書を社内で作成し、自動車のガソリン代、人件費の実費と称して1万円前後の高額な料金をユーザーから受領している現況にあり、法律無視の状態が続いております。このため、行政書士への依頼件数は極めて僅少な原因になっているのですが、これは、警察署に提出されている申請書に行政書士の記名押印したものが少いことをみてもお分かりのことと存じます。

2 陳情項目について

(1) ディーラーに対する注意指導を求める理由

行政書士法第19条第1項の要件は、行政書士でない者が、報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）の作成

を反復継続することであり、しかも「報酬を得て」とは、個々の書類の作成について現実に報酬を得なくても、その者の業務全体として報酬を得ているとみられる場合は、これに該当すると解されています。

車庫証明申請書に例をとるなら、これは官公署に提出する書類に該当しますが、これを切り離して考えても、見取図・配置図は事実を証明する書類であり、土地証明の交付申請書の作成は官公署に提出する書類であり、使用承諾書は権利義務に関する書類に該当しますので、行政書士以外の者がこれらの書類を料金を受けて車庫証明申請書の全部又は一部を記入作成することは、行政書士法第19条違反の疑いが極めて濃厚と考えています。しかしながら、ディーラーは、依然として、高額な料金を車庫証明申請書を作成し続けているのです。

このことは、ユーザー自身が、自動車の保管場所の確保等に関する法律に関心が薄く、行政書士法にも無頓着であり、そのため、セールスマンまかせになっていることと、加えて、法律擁護と犯罪防止の立場にある警察当局は、申請書類さえ自動車の保管場所の確保等に関する法律に照らして適正であれば、格別に問題がなく、行政書士法の無視には、注意も指導もされていないこともあって、ディーラーは、それをよいこととして旧来からの弊習を改めないものと推測いたします。つきましては、警察署はフリーパスと考えているディーラーに対し、「車庫証明申請に関する一切の書類は、セールスマン等には絶対に記入作成させてはならない」と厳重な注意と指導をお願いいたします。

(2) 申請書に記入作成者の自書を求める理由

これまでのディーラー交渉の過程において、当社は、全部ユーザーが申請書を書いているので、行政書士に依頼するものはないという会社が増えています。そこで、本会は、やむを得ず、地域を特定して実態を調べてみましたところ、われわれが予想のとおり、ユーザーが申請書を記入作成したものは少く、ほとんどは、車庫証明の申請手続きを自動車のセールスマンまかせであって、その料金を負担していることの確証を得ることができました。私どもは、ユーザーが書いたというのは、申請書に住所氏名を書いて押印する程度のことで、図面類については、すべて、ディーラー側で作成しているものが大多数であると考えています。

については、警察署において、申請書及び図面の余白に、その書類を記入作成した者の職業・氏名・電話番号等の記入をディーラーに御指示いただければ、自動車のセールスマン等が作成することを抑制し、かつ、記載内容について質問する際の警察側の利便にもつながると思うのです。

(3) 同一筆跡による書類について指導を求める理由

前述のように、申請書は、実際に自動車のセールスマン又は専門の事務員に記入作成されていますので、同一筆跡の書類が警察署には多数提出されているものと思います。したがって、担当の警察職員が、少しの注意を向けるのみで、同一筆跡であるかどうかの判断が容易であろうと存じますので、これを発見された場合には、法違反をしないようにと十分注意するように御配慮をいただきたいのです。

以上の項目は、ディーラー側における書類の記入作成を防止する総合的な方策であり、警察当局の積極的な防犯指導がなければ告発の方途をとりたいと決意致しております。

ひろば

一元会長 藤山利夫さんの近況

総務部長 橋本雄一

第2代の本会会長藤山利夫さんは、本会の創立以来副会長を6期12年、会長を2期4年の長期にわたり歴任され、この間、日行連の企画部長、副会長にも御就任、昭和46年には日行連の相談役になられて現在に至っており、本会役員の時代に監察キャンペーン活動の先駆的活動を展開して現在の基礎を作り、社労士法創設前に、労務部会を設置し、多大の功績により黄綬褒章を受けられた方です。

昭和56年の秋、宮城県泉市に事務所を移転されてからも時々本会にはお便りをいただいておりますが、本年、4月18日新宿御苑の観桜会に中曽根総理から招待を受け、御夫妻で出席されたことに感激してお手紙が届いておりますので御紹介致します。

拝呈 黄金週間と言われた連休も終って東北は新緑の美しい五月の季節となりました。

平素ごぶさたいたしておりますが、皆様にはその後お変わりありませんか。私もお陰様で元気に暮しております。

早いもので、当地へ越してからもう4年半になりました。移転したとたん土地の人達の物の考え方、その行動性には、道産子の私とは随分と格差があることに驚きましたが、新幹線と共に中央業界の進出が進むにつれ、保守的な地域の特性に批判も強まり、徐々に改められつつあるのと、私たちも土地柄に同調してきたせいもあるのでしょうか、余り気にならなくなり、宮城県人に移り変わっていることが感じられます。

去月18日、中曽根内閣総理大臣の御招待を受けて“桜を見る会”に出席して参りました。わが国にとっては、最大の国際行事である東京サミットに向けての警戒体制がこの頃から敷かれており、非常に物々しいものでしたが、都心部の広大な庭園で、各国、各界の方々と共に桜の種類が多いことでも有名な新宿御苑の桜花観賞の機会



を得ましたことは誠に光栄なことであり、私たち夫婦にとって生涯の思い出の一頁として深く胸中に残るものでありました。このことは、自分が職業として選択した行政書士の道を専心歩んでいくことができたことであり、これはひとえに私に関与して下さった皆様方のお陰によるものと有り難く深く感謝いたして居ります。同封の写真は行事の様子の一部と共に私達の健存ぶりがお分かり頂ければ幸いです。御来仙の折りには是非お立寄り下さい。 敬白

昭和61年5月6日

〒981-31 宮城県泉市将監4丁目10番12号
藤山利夫
カツヨ
電話 (02237) 3-9607番

北海道行政書士会の皆様へ

拾金留萌支部長の横顔

4月1日付日刊留萌新聞では「語り継がれる郷土」で、留萌支部長拾金昭二氏一家を取りあげ報道されました。私どもの知らない一面を御紹介します。

日刊留萌 昭和61年4月1日

語り継がれる郷土

<71>

芸能一家

拾金 昭二氏
留萌川柳社主幹

拾金昭二氏は土地家屋調査士・行政書士・社会保険労務士の職業で活躍されているが、川柳では、道内で有名をばかりでなく、市の文化団体の育ての親。秀子夫人は留萌バレエ研究会会長。長男正雄さんは、国立音楽大学を卒業、社団法人日本音楽協会会員で東京洗足音楽大学の音楽科講師。長女ゆかりさんは社団法人舞踊協会会員として留萌バレエ教師、留萌では珍しい芸能一家だ。

四十九年には留萌管内教育実践者表彰、五ねじがね・しようじ
昭和十一年十月十二日小樽に生まれる。拾金イッ氏の養子となり、留萌に育つ。旧制留萌中学校卒業。学半ばで水戸陸軍航空通信学校を志願し、特攻隊員としての出撃十一回の戦歴を持つ。北海道行政書士会留萌支部長、旭川土地家屋調査士会理事、留萌市の行政相談員である。川柳を趣味とし、北海道連盟の副会長、留萌市文化連盟の理事長として文化の発展に貢献、留萌市文化奨励賞を受賞している。秀子夫人との間に三男一女あり、一家そろって芸能に優れ、各分野で活動しているのは珍しい。



十年十一月には留萌市文化奨励賞を受賞している。留萌小学校を経て旧制留萌中学校に入学した。三年生の時「どうせ召集される身なら早く行って役目を果たそう」と水戸陸軍航空通信学校を志願し、幹部候補生となり、特攻隊員として出撃十一回の戦歴を持つ。終戦で帰り、卒業証書を手にしたという。北洋無尽に入社、次いで日本通運に入社したが、志を立てて二十五年小杉司法書士事務

所に入社した。二十七年土地家屋調査試験に合格、三十七年六月登録して開業した。四十年宅地建物取引主任者登録、四十年行政書士試験合格登録、四十四年社会保険労務士登録現在に至っている。
昭和二十六年四月秀子夫人と結婚三男一女がある。若い時から文学が好きで短歌や俳句をつくっていました。二十七年ごろ、川上三太郎の「夜があけて鴉だんだん黒くなり」の川柳に感銘して古堂三良久主幹の留萌川柳会に入りました。以来、句作に努力して上達、五十二年主幹となった。五十七年より日本川柳協会の理事、昨年より連盟の年度賞選考委員、現在、北海道連盟副会長の要職にある。「川柳をやって物を見る目、世の中を見る目が変わりました。作ることは苦しいことだが、できたよろこびに支えられて一すじの道を歩んできました。」
燃え尽きた蠟燭の芯切る女 あきら
もう一つ別を履歴のある小指 あきら

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
3 / 4	第 2 回 網 紀 委 員 会	13 : 00 ~ 16 : 00	自 治 会 館
3 / 12	第 3 回 業 務 研 修 部 会	10 : 00 ~ 14 : 00	本 会 会 議 室
3 / 13	第 10 回 常 任 理 事 会	15 : 00 ~ 17 : 00	〃
3 / 20	登 録 資 格 審 査 委 員 会	16 : 00 ~ 18 : 00	〃
3 / 25 26	昭 和 60 年 度 決 算 予 備 監 査	10 : 00 ~ 17 : 00	〃
3 / 26	第 11 回 常 任 理 事 会	10 : 00 ~ 17 : 00	ホ テ ル セ ン タ ー パ ー ク
4 / 4	第 1 回 車 庫 証 明 対 策 特 別 委 員 会	10 : 00 ~ 17 : 00	北 農 健 保 会 館
4 / 8	第 1 回 常 任 理 事 会	10 : 00 ~ 12 : 00	本 会 会 議 室
〃	第 1 回 総 務 ・ 経 理 合 同 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	〃
4 / 11	第 2 回 常 任 理 事 会	10 : 00 ~ 12 : 00	自 治 会 館
〃	第 1 回 支 部 長 会	10 : 00 ~ 17 : 00	〃
4 / 12	第 1 回 理 事 会	10 : 00 ~ 17 : 00	〃
4 / 18	業 務 研 修 部 労 務 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
4 / 22	登 録 資 格 審 査 委 員 会	15 : 00 ~ 17 : 10	〃
4 / 28	車 庫 証 明 問 題 陳 情	11 : 50 ~ 14 : 00	北 海 道 警 察 本 部
5 / 8	第 3 回 常 任 理 事 会	10 : 00 ~ 15 : 00	自 治 会 館
〃	昭 和 60 年 度 決 算 監 査	10 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
5 / 9	第 2 回 支 部 長 会	10 : 00 ~ 13 : 00	自 治 会 館
〃	役 員 ・ 支 部 長 合 同 会 議	13 : 00 ~ 15 : 00	〃
〃	第 2 回 理 事 会	15 : 00 ~ 17 : 43	〃

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注 () は 通 知 人 員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数
札 幌	3 / 12	教 育 文 化 会 館	健 康 保 険 法 並 び に 厚 生 年 金 保 険 法	札 幌 西 社 会 保 険 事 務 所 業 務 第 二 係 長 野 尻 敦	(3 5 4) 3 8
〃	3 / 20	〃	公 正 証 書 作 成 の し か た と そ の 効 力	公 証 人 藤 原 昇 治	(5 8 3) 7 9
函 館	2 / 22	ホ テ ル リ ッ チ	交 通 事 故 の 損 害 額 の 算 定	支 部 会 員 上 山 恵	(1 5 4) 2 8
〃	3 / 1	〃	く ら し の 法 律 手 続	支 部 長 黒 島 宇 吉 郎 支 部 理 事 石 村 賢 太	(1 6) 1 3
〃	3 / 22	〃	会 社 設 立 ・ 変 更 等 の 手 続	支 部 理 事 石 村 賢 太	(1 5 4) 3 4
空 知	3 / 22	岩 見 沢 市 民 会 館	1. 国 土 法 に よ る 土 地 売 買 の 記 載 要 領 2. 農 地 法 に よ る 許 可 申 請 書 の 記 載 要 領	岩 見 沢 市 役 所 都 市 計 画 課 大 床 主 事 空 知 支 庁 農 務 課 農 地 係 松 尾 邦 昭	(1 1 9) 2 6
旭 川	2 / 21	神 楽 福 祉 セ ン タ ー	健 康 保 険 ・ 年 金 関 係 業 務	旭 川 社 会 保 険 事 務 所 業 務 第 二 係 長 竹 田 侃 業 務 第 三 係 長 西 堀 修	(1 4 6) 1 8
〃	3 / 22	〃	建 設 業 許 可 申 請 書 記 載 要 領	支 部 業 務 研 修 部 長 佐 藤 隆 一	(1 4 8) 1 5
留 萌	3 / 29	消 費 生 活 セ ン タ ー	株 式 会 社 設 立 手 続 き	支 部 長 檢 金 昭 二	(1 9) 8
〃	3 / 30	〃	相 続 手 続 き	副 支 部 長 立 山 一 三	(1 9) 8
網 走	3 / 15	温 根 湯 温 泉 武 華 ホ テ ル	株 式 会 社 設 立 手 続 き の 内 行 政 書 士 作 成 書 類	支 部 長 宮 下 豊	(1 3 1) 2 2
室 蘭	3 / 8	室 蘭 市 中 小 企 業 セ ン タ ー	内 容 証 明 業 務 全 般	副 支 部 長 江 良 二 三 夫	(5 6) 1 3
苫 小 牧	1 / 14	苫 小 牧 市 民 会 館	各 種 契 約 の 基 本 知 識	弁 護 士 壬 生 賢 哉	(5 5) 2 1
〃	3 / 19	苫 小 牧 市 労 働 福 祉 会 館	車 庫 証 明 業 務 処 理	苫 小 牧 警 察 署 規 制 係 長 中 村 警 部 補 規 制 係 工 藤 巡 査	(1 8) 1 1
日 高	3 / 29	日 高 地 方 婦 人 会 館	会 社 設 立	支 部 理 事 加 藤 鉄 二	(1 7) 9

昭和59年分年計報告の分析

企画部

1. 提出状況

支部名	提出該当者数	提出者数	提出率																	
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100%								
札幌	516人	469人	91%																	
函館	133	122	92																	
小樽	66	64	97																	
空知	104	100	96																	
旭川	125	117	94																	
留萌	17	15	88																	
宗谷	11	11	100																	
網走	120	114	95																	
室蘭	51	50	98																	
苫小牧	51	46	90																	
日高	17	16	94																	
十勝	119	114	96																	
釧路	62	56	90																	
根室	17	16	94																	
計	1,409	1,310	93																	

2. 報告者の業務の有無別割合

支部名	業務のなかった人				業務のあった人				計		
	単(人)	複(人)	計(人)	割合(%)	単(人)	複(人)	計(人)	割合(%)	単(人)	複(人)	計(人)
札幌	51	64	115	24.5	143	211	354	75.5	194	275	469
函館	10	8	18	14.8	44	60	104	85.2	54	68	122
小樽	4	5	9	14.1	14	41	55	85.9	18	46	64
空知	10	10	20	20.0	36	44	80	80.0	46	54	100
旭川	12	10	22	18.8	44	51	95	81.2	56	61	117
留萌	0	0	0	0.0	8	7	15	100.0	8	7	15
宗谷	2	1	3	27.3	3	5	8	72.7	5	6	11
網走	7	10	17	14.9	41	56	97	85.1	48	66	114
室蘭	7	1	8	16.0	15	27	42	84.0	22	28	50
苫小牧	4	6	10	21.7	13	23	36	78.3	17	29	46
日高	0	0	0	0.0	8	8	16	100.0	8	8	16
十勝	9	8	17	14.9	36	61	97	85.1	45	69	114
釧路	4	3	7	12.5	22	27	49	87.5	26	30	56
根室	1	4	5	31.2	4	7	11	68.8	5	11	16
計	121	130	251	19.2	431	628	1,059	80.8	552	758	1,310

注「単」は行政書士のみを単独資格者を、「複」は行政書士と他の類似業の複合資格保有者を示す。

3. 行政書士単独資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

支部名	運輸交通	建設土木	風俗衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	35,698	6,519	829	7,009	4,477	6,942	1,286	2,637	65,397
函館	1,382	2,433	109	4,498	1,081	445	631	327	10,906
小樽	13	235	0	627	134	1,047	5	25	2,086
空知	860	1,914	14	311	628	257	718	344	5,046
旭川	743	1,525	7	1,106	851	720	325	119	5,396
留萌	22	38	12	19	231	33	94	73	522
宗谷	21	0	0	0	1	0	0	4	26
網走	3,296	1,498	24	183	738	2,908	569	310	9,526
室蘭	962	516	50	230	206	138	60	60	2,222
苫小牧	239	40	93	20	67	69	16	26	570
日高	11	117	2	12	90	64	206	61	563
十勝	9,477	1,565	15	1,727	411	1,399	447	613	15,654
釧路	6,689	783	106	791	540	1,902	50	178	11,039
根室	10	17	0	0	52	6	8	45	138
計	59,423	17,200	1,261	16,533	9,507	15,930	4,415	4,822	129,091

4. 行政書士と類似業の複合資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

支部名	運輸交通	建設土木	風俗衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	1,910	6,284	124	4,733	2,692	7,832	725	1,689	25,989
函館	59	1,915	72	945	1,084	895	647	525	6,142
小樽	35	2,904	14	3,750	500	4,099	204	43	11,549
空知	937	2,501	19	488	311	685	2,019	117	7,077
旭川	582	1,614	25	451	1,046	1,535	1,351	51	6,655
留萌	12	166	1	33	258	71	75	91	707
宗谷	0	385	0	3	149	148	10	5	700
網走	77	1,957	27	1,604	1,986	3,516	982	508	10,657
室蘭	248	419	2	7	209	57	75	32	1,049
苫小牧	54	1,652	4	4,797	484	973	114	162	8,240
日高	4	389	0	2	87	39	254	35	810
十勝	161	3,799	47	1,270	625	571	1,274	184	7,931
釧路	209	312	315	400	1,031	168	66	335	2,836
根室	4	220	4	16	94	151	12	16	517
計	4,292	24,517	654	18,499	10,556	20,740	7,808	3,793	90,859

5. 3と4の計

(単位 万円)

支部名	運輸交通	建設土木	風俗衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	37,608	12,803	953	11,742	7,169	14,774	2,011	4,326	91,386
函館	1,441	4,348	181	5,443	2,165	1,340	1,278	852	17,048
小樽	48	3,139	14	4,377	634	5,146	209	68	13,635
空知	1,797	4,415	33	799	939	942	2,737	461	12,123
旭川	1,325	3,139	32	1,557	1,897	2,255	1,676	170	12,051
留萌	34	204	13	52	489	104	169	164	1,229
宗谷	21	385	0	3	150	148	10	9	726
網走	3,373	3,455	51	1,787	2,724	6,424	1,551	818	20,183
室蘭	1,210	935	52	237	415	195	135	92	3,271
苫小牧	293	1,692	97	4,817	551	1,042	130	188	8,810
日高	15	506	2	14	177	103	460	96	1,373
十勝	9,638	5,364	62	2,997	1,036	1,970	1,721	797	23,585
釧路	6,898	1,095	421	1,191	1,571	2,070	116	513	13,875
根室	14	237	4	16	146	157	20	61	655
計	63,715	41,717	1,915	35,032	20,063	36,670	12,223	8,615	219,950

7. 特別調査業務

支部名	貸金業		車庫証明		特殊車両運行		風営法	
	取扱人員	取扱件数	取扱人員	取扱件数	取扱人員	取扱件数	取扱人員	取扱件数
札幌	19人	58件	34人	6,682件	0人	0件	7人	320件
函館	6	20	7	5,402	0	0	4	23
小樽	4	7	7	29	1	28	1	1
空知	3	17	8	311	0	0	3	6
旭川	4	10	16	1,536	1	6	2	5
留萌	2	10	6	59	0	0	1	1
宗谷	0	0	1	50	0	0	0	0
網走	7	53	10	124	0	0	2	4
室蘭	2	7	7	426	0	0	1	1
苫小牧	5	28	3	38	1	200	0	0
日高	2	5	4	13	0	0	0	0
十勝	5	10	6	26,539	0	0	0	0
釧路	5	7	5	96	0	0	4	170
根室	0	0	2	3	0	0	0	0
計	64	232	116	41,308	3	234	25	531

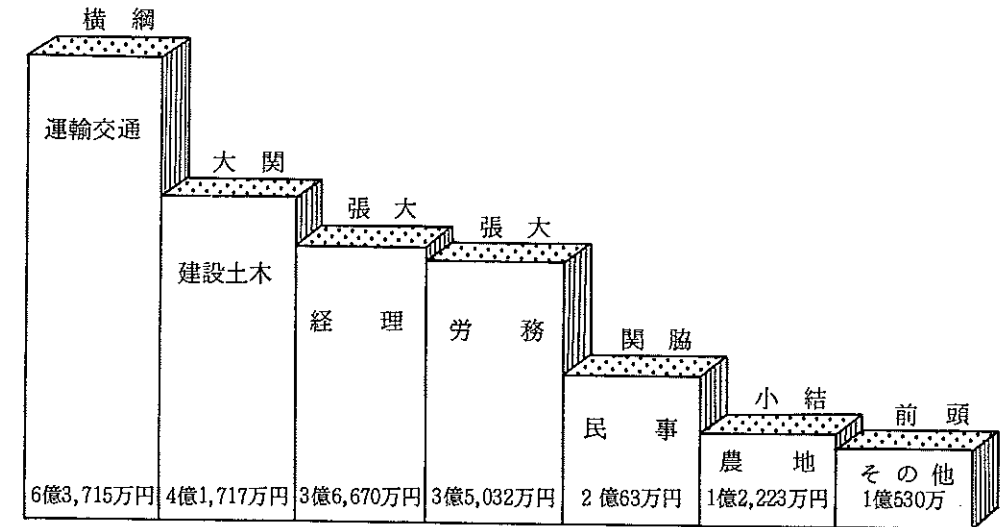
注 この調査は、3及び4の業務のうち上記4業務を抜粋して調査したものである。

6. 一人当り報酬額

(単位 万円)

支部名	報告提出者一人当り報酬額			有額報告者一人当り報酬額		
	行政書士単独資格者 A	行政書士と類似業複合資格者 B	計 C	A	B	C
札幌	337	95	195	461	123	387
函館	202	90	140	248	102	164
小樽	116	251	211	149	282	246
空知	110	131	121	140	161	152
旭川	96	109	103	123	130	127
留萌	65	101	82	65	101	82
宗谷	5	117	66	9	140	91
網走	198	161	177	232	190	208
室蘭	101	37	65	148	39	78
苫小牧	34	284	192	44	358	245
日高	70	101	86	70	101	86
十勝	348	115	207	435	130	243
釧路	425	95	248	502	105	283
根室	27	47	47	35	74	69
計	234	120	168	300	145	208

昭和59年分年計報告業務別番付表



おしらせ

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
旭 川	525	高 橋 小四郎 様	61.3.10
札 幌	2,723	阿 部 政 雄 様	61.4.27
旭 川	191	西 村 文 子 様	61.5.11
空 知	224	岩 崎 雄 作 様	61.5.13

・ 事務局からお知らせ ・

来る5月31日(土)は、本会の定時総会のため事務局が留守になりますので、あらかじめお知らせします。

なお、緊急な用務の場合は、下記へ御連絡願います。

記

北海道自治会館 5 F あかしや Ⅷ 011-241-9111

年計報告の、未提出の方は至急ご提出ください。

'86. 5 第154号 昭和61年5月25日発行

発行人 葛 西 義 雄
 編集人 酒 井 清 蔵
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 谷川印刷株式会社
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階

TEL 代表(221)1221・(221)1222

郵便番号 0 6 0

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
 北海道銀行本店(当 19116)
 北洋相互銀行本店(普 0742651)
 北海道相互銀行本店(普 389444)

振替口座 小 樽3-8224番